

北海道適正化第3号
令和2年6月8日

貸切バス事業者 代表者 様

札幌市中央区南8条西15丁目4番1号
一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
会 長 佐 藤 馨 一

令和2年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法
並びに同負担金の請求について

平素は北海道貸切バス適正化センター業務に格段のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法については、このたび別添「認可書」(写)のとおり北海道運輸局長の認可を頂いたところです。

つきましては、道路運送法第43条の15第3項の規定に従いご通知申し上げますとともに、同封の請求書のとおり期限内に納付下さいますようお願い申し上げます。

なお、負担金納付期限日までに納付できない貸切バス事業者様は、本年9月30日まで納付期限を猶予します。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バス事業者様の運送収入が大幅に減少していますので、負担金は前期後期の2分割納付方式を推奨するとともに、巡回指導をこれまで実施していないため、事業計画、負担金の額等を再認可申請し、後期負担金請求調整または精算する予定です。

(添付書類)

- ・ 令和2年度負担金の額及び徴収方法の認可書(写)
- ・ 令和2年度負担金の額及び徴収方法
- ・ 負担金請求書

【お問い合わせ先】

一般社団法人
北海道貸切バス適正化センター
担当：今・三浦
電話011-520-7005